

## 入 札 公 告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び野洲市契約規則(平成16年野洲市規則第55号)第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月1日

野洲市長 栢木 進

### 1 入札に付する事項

- (1) 委託番号 令和4年度委第1号
- (2) 業 務 名 北野小学校校舎増築等設計業務委託
- (3) 履行場所 野洲市 市三宅240番地 地先
- (4) 業務概要 計画建物  
校舎増築：1,200㎡程度  
校舎大規模改修：5,287㎡  
体育館大規模改修：1,190㎡  
仮設校舎：3,000㎡程度  
その他：附帯施設、外構工事など  
設計業務  
一般・追加業務 一式  
付随業務  
アスベスト含有量調査 一式  
耐力度調査 一式  
地質調査 一式
- (5) 履行期間 契約締結日から令和6年1月26日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 最低制限価格 事後公表

### 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する単独企業で野洲市長の本業務における入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日の時点において、令和4年度の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿(測量、建設コンサルタント)において滋賀県内本店若しくは営業所等で登録しており、建築関係建設コンサルタントの「建築一般」で登録している者であること。
- (3) 公告日時点において、建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の1)から6)の要件に該当する者でないこと。
  - 1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
  - 2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - 3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
  - 4) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
  - 5) 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 平成24年4月1日以降において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、地方公共団体が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校のいずれかについて、元請として延床面積1,000㎡以上の新築、増築、改築又は延床面積1,000㎡以上の改修工事(改修対象面積が1,000㎡以上で、空調改修工事やLED化のみの一部対象工事は除く。)に係る基本設計業務又は実施設計業務のいずれかの業務の実績を有するもの。(共同企業体の構成員としての実績は、代表者であった場合に限る。)

- (6) 次の基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
- 1) 管理技術者は1級建築士で、公告日において13年以上実務経験を有している者であること。
  - 2) 配置予定管理技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。
- (7) 公告日から入札執行日までの間において、野洲市長から野洲市建設工事等入札参加停止基準に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 野洲市暴力団排除条例第6条より、次の(ア)から(カ)の要件に該当するものでないこと。
- (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
  - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - (エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる者
  - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

### 3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1(野洲市役所本館2階)  
野洲市 総務部 総務課 契約管財担当  
電話 077-587-6038(直通)  
E-mail: soumu@city.yasu.lg.jp
- (2) 申請書及び資料の提出期間、提出方法及び提出先
  - 1) 提出期間: 令和4年4月1日(金)から令和4年4月14日(木)までに提出すること。郵送の場合、4月14日までに必着のこと。
  - 2) 提出方法: 申請書等を郵送又は持参すること。
  - 3) 提出先: 上記(1)に同じ。
- (3) 見積りに必要な設計図書等の交付方法
  - 1) 交付期間: 令和4年4月1日(金)から令和4年4月14日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
  - 2) 交付方法: 設計図書等閲覧申請書(様式4)を上記E-mailアドレス先に受領したのちに、申請者に設計図書等をメールで送付する。
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
令和4年4月28日(木) 午前10時00分 中主防災コミュニティセンター(滋賀県野洲市西河原2400番地)にて行う。

### 4 前金払及び部分払

行う。詳細は入札説明書のとおり。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - 1) 入札保証金 免除する。
  - 2) 契約保証金 免除する。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記3(1)に同じ。
- (5) 詳細は入札説明書による。

以上